

平成30年度 ボイラーデー実施要綱

一般社団法人 日本ボイラ協会

1. 趣 旨

我が国では、旧暦の11月8日を「ふいご祭」として鍛冶屋、鋳物師などが火に対する敬虔な気持ちを表してきた。一般社団法人日本ボイラ協会では昭和24年にこの日をボイラーデーと定め、以来、関係者がボイラーに対する感謝の念を深めるとともに、安全操業の誓いを新たにしてきた。

ボイラーにたずさわる者が忘れてならない大きな使命は、省エネルギーや地球温暖化防止、大気汚染、事故の防止であり、これは、設計、製造、据付、運転、整備などすべての分野のボイラー関係者の努力により達成されるものである。

ボイラーの高性能化、自動制御化の進展により、ボイラーの事故は近年低い水準で推移しているものの、一旦事故が発生すると重大な災害となる危険性が高いことから、ボイラーやその周辺設備の製造、取扱い作業に伴うリスクの低減を図るなど、安全確保のための取組の更なる徹底、強化が求められている。

また、省エネルギーについては、燃焼技術や制御技術の高度化、きめ細かな熱回収、熱利用等により、蒸気の生成段階から使用過程までの全体的な効率向上を図ることが重要な課題である。

さらに、地球温暖化の防止については、我が国も批准した「パリ協定」に添って、太陽光、風力やバイオマスなどの再生可能なエネルギーへの転換を一層推進する等、温室効果ガスの排出量削減を強化することが求められている。

このような状況のなか、省エネルギーや地球温暖化の防止の推進を念頭においてボイラーを運転するとともに、ボイラーを取り扱う者や付近の住民の生命を守る安全管理を徹底し、安全・安心を目指した事故防止対策を進めることが重要である。

このような観点から平成30年度のボイラーデーは

「実践しよう安全管理 エコで守ろう地球の環境」

をスローガンとして展開することとする。

ボイラーデーを契機として、関係者がボイラーを取り巻く状況について認識を新たにするとともに、省エネルギー、地球温暖化の防止、ボイラーの事故の防止の取組みを強化し、我が国産業の発展、地球環境の保全に資することとする。

2. 期 日 平成30年11月8日
3. 主 唱 者 一般社団法人 日本ボイラ協会
4. 後 援 者 厚生労働省 環境省 経済産業省

5. 協 賛 者

一般社団法人 火力原子力発電技術協会
公益社団法人 空気調和・衛生工学会
一般社団法人 日本ボイラ整備据付協会

一般財団法人 省エネルギーセンター
一般社団法人 日本産業機械工業会
一般社団法人 産業環境管理協会

6. 実 施 者 ボイラー関係事業場

7. 主唱者の実施事項

- 1) ボイラーデーのポスターを作成し、関係者に配布する。
- 2) 協会機関誌等によりボイラーデーについての広報を行う。
- 3) ボイラー大会を開催し、ボイラー等に関する研究発表、パネルディスカッションを行う。
- 4) 優良ボイラー技士等の表彰を行う。
- 5) 関係事業場の実施事項について、相談・援助を行う。
- 6) その他講演会等ボイラーデーにふさわしい行事を行い、災害防止・地球温暖化防止・省エネルギーなどについて啓発を行う。

8. 協賛者への依頼

主唱者は上記7の事項を実施するため、協賛者に対し、支援・協力を依頼する。

9. ボイラー関係事業場の実施事項

次の事項について、ボイラー関係業務の総点検を行い、安全活動の定着とその水準の向上、ボイラーの適正な管理、大気汚染の防止及び省エネルギーを図る。

1) ボイラーの製造者・据付け工事事業者

- イ. ボイラーの開発・製造にあたっては、構造要件の具備、運転及び保守が容易な構造とすること等の安全性・機能性について事前評価を徹底するとともに、省エネルギーや大気汚染の防止等についても配慮する。
- ロ. 製造時の品質管理体制を確立する。
- ハ. 適正な作業方法を確立する。
- ニ. ボイラー溶接士等作業者に対する安全衛生教育を実施する。
- ホ. ボイラーの据付け工事を行うときには、作業指揮者の選任を徹底する。
- ヘ. ボイラー設置者への残留リスク情報の提供

2) ボイラーの設置者

- イ. ボイラーに係る安全管理体制を確立する。
- ロ. ボイラー取扱作業主任者の氏名・職務を掲示するとともに、作業主任者が職務を確実にこなせる体制を確立する。
- ハ. ボイラーの定期自主検査の実施を徹底し、その結果を記録するとともに、日常的な点検・整備及びボイラー室の整理整頓を励行する。

- ニ. ボイラー取扱い作業について、適宜、リスクアセスメントを実施するなど、ボイラーの運転作業の見直しを行い、安全運転を徹底する。
- ホ. 低水位事故を防止するため、技術上の指針に基づき、水面測定装置、水位制御装置等給水系統の機器の機能を点検し、異常を認めた場合は、補修その他の必要な措置を講じる。
- ヘ. ガス爆発事故を防止するため、技術上の指針に基づき、燃焼安全装置等燃焼系統の機器の機能を点検し、異常を認めた場合は、補修その他の必要な措置を講じる。
- ト. 省エネルギー対策、地球温暖化防止対策を推進するため、空気比や排ガス温度の適正化等燃焼管理の強化、蒸気アキュムレータの活用、廃熱回収、給水・ボイラー水の適切な管理によるスケール付着やキャリーオーバーの防止などにより燃料の有効利用、ボイラー効率の向上を図る。
- チ. 大気汚染を防止するため、日常的に燃焼状態を管理するとともに、燃料に応じて燃焼装置及び燃焼方法を改善するなど、さらなる低公害化を図る。
- リ. 水質汚染を防止するため、ボイラー水等の成分を日常的に管理し、適切な排水処理を行う。
- ヌ. 水処理剤等の化学物質を使用するときは、MSDS等で有害性を把握し、適切な管理を行う。
- ル. 異常時の措置の訓練を実施する。
- ヲ. ボイラー技士等の再教育(能力向上教育、安全衛生教育)を実施するとともに、技能の継承をすすめる。
- ワ. 中古品や輸入したボイラーを設置するときには、使用検査や個別検定に合格したものの使用を徹底する。
- カ. 小型ボイラーについても、上記に準じて、取扱者に対する教育、定期自主検査、安全かつ、大気汚染防止、省エネルギーのための運転作業の徹底をすすめる。

3) ボイラー整備者

- イ. 作業現場における安全衛生管理体制を確立する。
- ロ. ボイラー整備士による作業を徹底する。
- ハ. 性能の回復、向上を心掛けた整備を徹底する。
- ニ. ボイラー整備士に対する安全衛生教育を実施する。